平成２１年（フ）第４７０号
茨城県鉾田市大蔵213番地２
債務者　益田みち子
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８１号
水戸市元吉田町1400番地　江原住宅
債務者　橋本　英夫
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８９号
茨城県水戸市中丸町133番地の40　サマックスノーブルＡ棟206号
債務者　角田　勝行
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９０号
茨城県常陸太田市亀作町1773番地
債務者　川又　善裕
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４９５号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚838番地の１
債務者　小林　秀幸
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１３６２号
京都府長岡京市東和苑22番地２
債務者　西村　美晴（旧姓西岡）
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２９号
京都市中京区西ノ京島ノ内町21番地　ネオコーポラス島ノ内Ｂ棟418号
債務者　加藤　隆久
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
兵庫県姫路市広畑区長町２丁目59番地
債務者　東平早苗こと　崔　　貞依
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１４７号
松江市東津田町1371番地10
債務者　荒川　紀子
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５９号
松江市菅田町128番地５、前住所広島県東広島市西条町寺家6395番地２
債務者　前原　咲織
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６６号
松江市上乃木５丁目３番７号、旧住所松江市上乃木３丁目５番６号
債務者　井谷ちよ子
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７３号
島根県安来市月坂町538番地７　コーポ暁１号、前住所松江市上東川津町714番地71
債務者　仙田裕利加（旧姓森本）
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２４５号
広島市中区上幟町３番５―403号
債務者　松永美恵子
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２６３号
広島市西区己斐西町18番６号
債務者　三宅ジョセフィーナ
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５５号
広島市安芸区阿戸町5867番地の４
債務者　石徳　法良
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８０号
広島市南区大州４丁目12番17―305号
債務者　徳川　秋彦
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０３号
広島市南区皆実町１丁目18番39―202号　第２松本ビル
債務者　胡川　　隆
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１４号
広島市東区温品１丁目５番１―202号　田村コーポ
債務者　石原　隆司
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
広島地方裁判所民事第４部